

**情報通信審議会 情報通信技術分科会  
放送システム委員会（第10回） 議事概要**

**1 日 時**

平成19年12月12日（水） 10時00分～11時30分

**2 場 所**

総務省 11階 1101会議室

**3 議 題**

- (1) 前回議事概要の確認
- (2) 難視対策用ギャップフィラーに関する技術的条件について
  - ① デジタル放送推進のための行動計画（第8次）の公表について
  - ② 放送システム委員会報告（案）について
- (3) その他

**4 出席者（順不同、敬称略）**

伊東主査（東京理科大学）、都竹主査代理（名城大学）、相澤（国立情報学研究所）、  
佐藤（東京工科大学）、野田（日本ケーブルラボ）

【説明員】太田（情報通信研究機構）、高野（情報通信研究機構）、尾崎（NHK  
アイテック）

【事務局】奥、山口、戸田、遠藤、竹村（総務省放送技術課）

**5 配付資料**

資料10-1 放送システム委員会（第9回）議事概要（案）

資料10-2 デジタル放送推進のための行動計画（第8次）

（ デジタル放送推進のための行動計画（第8次）概要  
「デジタル放送推進のための行動計画（第8次）」におけるギャップフィラーの関連記述 ）

資料10-3 放送システム委員会報告の概要

資料10-4 情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 報告（案）

資料10-5 放送システム委員会報告（案）に対する意見の提出要領

## 6 議事概要

説明員の紹介、配付資料の確認を行った後、以下の審議を行った。

### (1) 前回議事概要(案)の確認

放送システム委員会(第9回)議事概要(案)が了承された。

### (2) 難視対策用ギャップフィラーに関する技術的条件について

#### ① デジタル放送推進のための行動計画(第8次)の公表について

資料10-2に基づき、11月30日に地上デジタル推進全国会議から公表された「デジタル放送推進のための行動計画(第8次)」の概要について、事務局より紹介された。

#### ② 放送システム委員会報告(案)について

資料10-3に基づき、難視対策用ギャップフィラーの技術的条件に関する委員会報告の概要について、都竹主任及び事務局より説明があった。説明に対する質疑応答は以下の通り。

- P. 1に「放送事業者又は放送事業者以外の者」とあるが、そうであれば、誰でも設置できることになってしまう。何らかの資格が必要となってくるのではないか。(佐藤構成員)
  - 制度上、資格は必要ないが、営利目的等での運用は禁止されている。「放送事業者以外の者」は具体例を挙げて分かりやすくしたい。(事務局)
- P. 6の第8次行動計画の記述に、「サイマル期間の周波数逼迫状況においては(中略)デジタル混信が起こる場合がある」とあるが、ギャップフィラー(以下「GF」という。)の利用はサイマル期間に限った話であって、サイマル期間終了後はGFが使えなくなるということか。(佐藤構成員)
  - サイマル期間終了後、リパックにより混信が解消される場合もあるが、それによって混信が完全に解消される訳ではないので、リパック後も引き続きGFを使うケースはあり得る。(事務局)
- P. 15に「上位局と直交偏波」とあるが、上位局とは、その放送区域で想定される上位局からの主波のことか。上位局よりも、地理的条件やフェージングの影響によっては別放送区域の他局からの電波が強い場合が考えられる。その際も、上位局に直交させるのか。(野田構成員)
  - 該当エリアで一番電界が強いと思われる電波(=エリア内直接主波)と理解している。(伊東主査)
  - 上位局の電波と混信波の偏波面が異なる場合は、上位局と直交させても混信波に対して偏波面効果が見込めないため、ケース毎に検討を行う必要がある。(尾

崎説明員)

- 「上位局と直交偏波とすることを原則とする」(報告書(案)本文、P. 29)とあるのでそれでもよいが、適切な表現があれば変更を検討されたい。(伊東主査)
- P. 12に逆バスタブ特性があるが、前提となるパラメータを書いた方がよいのではないか。報告(案)本文にも記載がない。(野田構成員)
  - モード3、ガードインターバル比1/8、64QAM変調の畳み込み符号化率3/4で計算している。(都竹主査代理)
- P. 12の図中の残留混信波とは何か。(伊東主査)
  - GFが受信した電波に混信波が含まれており、本来は主波だけ増幅したいが、不要な信号(混信波)も同時に増幅して放射してしまった電波のことである。(都竹主査代理)
- P. 14の右下の枠内の文章については、デジタル混信についての記述であるため、削除又は修正をお願いしたい。(太田説明員)
- P. 17の図4.1中「混信による難視地域」に隣接する小さい楕円の斜線部分においてDU比が0dB付近となるが、ここでも難視は解消できるのか。(伊東主査)
  - 図4.1は「上位局波」と「混信波」により混信が起きており(図内、楕円黒斜線部「混信による難視地域」)、そこに上位局の偏波面と直交させたGFを置局した際の図面である。隣接する小さい楕円の斜線部分においても、受信アンテナの偏波面を変えることで、難視の解消が可能である。(尾崎説明員)
- 事務局よりラジオダクトによる混信の事例が紹介されたが、回線設計の際に予め干渉量を計算に入れるのではないか。(佐藤構成員)
  - TV放送の場合、回線設計にはラジオダクトは含まれず、時間率(99%)、場所率(50%)のマージンとして9dBを加えて回線設計を行っている。(都竹主査代理)
  - 通信分野で、1000km先まで推定可能なラジオダクトの干渉計算法があるので、予め混信が予想される地域を把握できるのではないかと考えている。(佐藤構成員)

以上の質疑応答の後、伊東主査より、本日の議論の他に意見がある場合は12月中に事務局へ連絡すること、事務局は、当該修正の内容を構成員にメールで報告すること、また、次週から行うパブリックコメントの結果により更なる修正等が発生した場合の対応については、事務局と相談の上、決めることとするとの説明があり、了承された。

### (3) その他

事務局より今後の予定として以下の説明があった。

#### ○構成員からの更なる意見の提出

- ・ 12月中

#### ○パブリックコメント（1ヶ月間）

- ・ 今後速やかに実施

#### ○第11回放送システム委員会（1月25日（金））

- ・ 構成員からの意見及びパブリックコメントの結果を踏まえ、委員会報告を確定
- ・ 答申(案)の確定

#### ○情報通信技術分科会（1月31日（木））

- ・ 一部答申

以 上